

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第2号

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則（平成17年総社市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第1号（第2条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第2条関係）</u> 略
<u>様式第1号の2（第2条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号の2（第2条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

様

総社市長



年度		督促状	
	納期限	年 月 日	
通知番号		納付額 円	
		督促手数料	円
延滞金		納付日現在で規定により計算します。	

上記の金額を至急納付してください。

この督促状は、発行日の数日前に整理したものです。既に納付されているときは、行き違いですのでそのときは御了承ください。

の納付について(督促状)

- あなたの が未納となっています。先に送付している納入通知書等により、次の納付場所へ至急納付してください。

総社市役所、出張所又は指定金融機関等

- 延滞金は、総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例(平成17年総社市条例第60号)第5条の規定に基づいて計算した額です。

- この督促状の発行日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

- 不服の申立て、処分の取消しの訴えについて

1 この督促について不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この督促があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの督促(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第1号の2 (第2条関係)

総社市 年度 領収済通知書	(公)	(督)																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>01230-3-960055</td> <td>加入者名</td> <td>総社市会計管理者</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td></td> <td>納付書番号</td> <td></td> <td>確認番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>期別</td> <td></td> <td>通知番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付金額</td> <td colspan="5">円</td> </tr> </table>	口座番号	01230-3-960055	加入者名	総社市会計管理者	合計金額	円	収納機関番号		納付書番号		確認番号		納期限		期別		通知番号		納付金額	円							
口座番号	01230-3-960055	加入者名	総社市会計管理者	合計金額	円																						
収納機関番号		納付書番号		確認番号																							
納期限		期別		通知番号																							
納付金額	円																										
※この領収証書は5年間大切に保管してください。																											
総社市長																											
(印)																											
年度																											
通知番号																											
納付書番号																											
納付者氏名																											
納付金額 円																											
円																											
円																											
合計金額 円																											
円																											
納期限																											
合計金額 円																											
納期限																											
上記のとおり領収しました。																											
総社市会計管理者 様																											
総社市指定金融機関等																											
この票は、コンビニ本部、市役所が保管する。																											
取りまとめ店 〒730-8794 ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター																											

(公)	(督)	(公)	
納付書			
(総社市) 年度			
口座番号	01230-3-960055		
加入者名	総社市会計管理者		
期別			
通知番号			
納付書番号			
納付者氏名			
納付金額	円		
	円		
	円		
合計金額	円		
	円		
納期限			
主管課名	領収日付印		
岡山県 総社市			
上記のとおり納付します。			
総社市			
(納付者保管)			

督促状兼領収証書 (総社市)	(公)
注意	
◎延滞金について 延滞金は、総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例(平成17年総社市条例第60号)第5条の規定に基づいて計算した額です。	
◎滞納処分について この督促状の発行日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。	
◎不服の申立て、処分の取消しの訴えについて 1 この督促について不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この督促があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの督促(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	